

別記 14

環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）

第1 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金の支援対象となる要件は、最低限行うべき環境負荷低減の取組を実践することとし、実施に当たっては、別添に掲げる受益者が第2及び第3の規定により行うものとする。

第2 交付申請時のチェックシートの提出

- 1 受益者は、交付申請に先立ち、別紙様式第16号による「みどりチェック」チェックシート（以下「チェックシート」という。）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックする。
- 2 事業実施主体（本要綱第4第9号の事業実施主体を除く。）は、前項の規定により受益者が作成したチェックシートを収集し、都道府県知事への交付申請書の提出の際に、自らが作成したチェックシートと併せて提出する。
- 3 事業実施主体が都道府県又は本要綱第4第9号の事業実施主体である場合は、前項で事業実施主体より提出されたチェックシート（本要綱第4第9号の事業実施主体の場合は第1項で受益者から収集したチェックシート）について、本要綱第8第1項に規定する地方農政局長等（北海道にあつては北海道農政事務局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）への交付申請書の提出の際に、自らが作成したチェックシートと併せて提出する。

第3 実績報告時のチェックシートの提出

- 1 受益者は、交付金事業の完了後、第2第1項で作成したチェックシートに記載された各取組のうち該当する全ての項目について、実施したか否かをチェックする。
- 2 事業実施主体（本要綱第4第9号の事業実施主体を除く。）は、前項の規定により受益者が作成したチェックシートを収集し、都道府県知事への実績報告書の提出の際に、自らが作成したチェックシートと併せて提出する。
- 3 事業実施主体が都道府県又は本要綱第4第9号の事業実施主体である場合は、前項で事業実施主体より提出されたチェックシート（本要綱第4第9号の事業実施主体の場合は第1項で受益者から収集したチェックシート）について、本要綱第20第1項に規定する地方農政局長等への実績報告書の提出の際に、自らが作成したチェックシートと併せて提出する。

第4 手続の簡素化

- 1 受益者が複数の場合、事業実施主体が受益者全員から当該チェックシートを収集した上で、別紙様式第16号-7により「みどりチェック」チェックシート実施者リスト（以下「実施者リスト」という。）を作成し、第2第2項又は第3第2項の都道府県知事へ提出するとともに、当該チェックシートを保管することで、都道府県知

事への全てのチェックシートの提出を省略することができる。なお、第2第3項及び第3第3項に規定する地方農政局長等への提出も同様とする。

2 受益者がGAP認証を取得している場合は、認証書等の写しを提出することでチェックシートの提出を省略することができることとし、省略の対象となるGAP認証は以下のとおりとする。

(1) JGAP（農産・畜産）

(2) ASIAGAP

(3) GLOBALG. A. P

(4) 国際水準GAPガイドラインに準拠し、確認体制を有する都道府県GAP（ただし、対象が農産の場合に限る。）

3 受益者が都道府県の場合は、事業実施に当たり、みどりの食料システム戦略を理解し、関係法令を遵守した上で、チェックシートの提出を省略することができる。

第5 農林水産省の職員等による確認

農林水産省の職員等は、第3の規定により地方農政局長等へ提出されたチェックシート又は実施者リストから抽出された受益者に対し、実際に環境負荷低減の取組を行ったか確認を行うこととする。

(別添) チェックシートに記載された取組を実施する者 (主たる受益者)

チェックシートに記載された取組を実施する者 (受益者) は、以下の受益者の欄に掲げる者とする。

| 事業名 | 受益者 |
|-----------------------------|---|
| 環境負荷低減活動定着サポート | 都道府県及び事業実施主体 (協議会の構成員を含む。) |
| 有機農業拠点創出・拡大加速化事業 | 事業実施主体 (協議会の構成員を含む。) 及び事業に参加する者 |
| 有機転換推進事業 | 交付金の交付を受けようとする農業者 |
| グリーンな栽培体系加速化事業 | 事業実施主体 (協議会の構成員を含む。) 及び事業に参加する者 |
| グリーンな飼養体系加速化事業 | 事業実施主体 (協議会の構成員を含む。) 及び事業に参加する者 |
| 省エネルギー型ハウス転換事業 | 事業実施主体 (協議会の構成員を含む。) 及び事業に参加する者 |
| バイオマスの地産地消 (推進事業) | 事業実施主体である地方公共団体又は民間団体等。ただし、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、企業組合、事業協同組合等にあつては、その構成員。 |
| バイオマスの地産地消 (整備事業) | 事業実施主体である地方公共団体又は民間団体等。ただし、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、企業組合、事業協同組合等にあつては、その構成員。 |
| みどりの事業活動を支える体制整備 | 事業実施主体である地方公共団体又は民間団体等。ただし、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、企業組合、事業協同組合等にあつては、その構成員。 |
| 地域循環型エネルギーシステム構築 (科学技術振興事業) | (1) 農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり (計画策定、体制整備等) 事業実施主体 (協議会の構成員を含む。) 及び事業に参加する者 (2) 未利用資源等のエネルギー利用促進への対策調査支援 事業実施主体である地方公共団体又は民間団体等。ただし、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、企業組合、事業協同組合等にあつては、その構成員。 (3) 次世代型太陽電池 (ペロブスカイト) のモデル |

| | |
|-------------------------------|---|
| | <p>的取組支援 事業実施主体（協議会の構成員を含む。）及び事業に参加する者</p> |
| <p>地域循環型エネルギーシステム構築（整備事業）</p> | <p>事業実施主体（協議会の構成員を含む。）及び事業に参加する者</p> |
| <p>農業生産におけるプラスチック排出抑制対策事業</p> | <p>事業実施主体（協議会の構成員を含む。）及び事業に参加する者</p> |
| <p>先進的有機農業拡大促進事業</p> | <p>事業実施主体である地方公共団体又は民間団体等。ただし、農林漁業者の組織する団体等にあつては、その構成員。</p> |